

事業者のみなさまへ

深谷市犯罪被害者等支援条例を制定しました

誰もがある日突然、犯罪被害に遭う可能性があり、犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）はさまざまな困難に直面します。

市では犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等支援に社会全体で取り組んでいくため、「深谷市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

事業者の皆様にも、犯罪被害者等が職場で働き続けられるよう、ご配慮をお願いいたします。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

犯罪被害に遭うと・・・

犯罪被害に遭うと、生命を奪われる、家族を失う、怪我をする等といった直接的被害に加え、さまざまな二次的被害に直面し、苦しむ方も少なくありません。

二次的被害の例

経済的な困窮

- ◆ 医療費・介護費用の負担
- ◆ 転居費用の負担など

捜査・裁判への対応

- ◆ 精神的・時間的・身体的な負担や苦痛
- ◆ 訴訟・弁護士費用の負担 など

心ない言動・過剰な報道

- ◆ 他者による無理解、配慮に欠ける言動、偏見、差別、プライバシーの侵害
- ◆ 報道機関等による過剰な取材 など

仕事への影響

- ◆ 心身の不調による仕事の能率低下や、対人関係への支障
- ◆ 会社に迷惑をかけているとの思いから生じるストレス
- ◆ 治療のための通院や、捜査協力、裁判への出廷のための欠勤



仕事を続けたくても
「辞めざるを得ない状況」
になることもあります。

仕事を続けながら被害回復を図るためには、職場の配慮や支えが必要です。

事業者ができること

- ◆ 被害者の状況に応じて業務の内容や勤務時間等の調整に配慮する。
- ◆ 福利厚生制度を必要に応じて適切に利用できるよう配慮する。

上司、同僚の皆さんができること

被害者が置かれた状況をよく理解し、被害者に配慮した対応を心がけることが大切です。

- ◆ 犯罪被害者等から相談を受けたときは、じっくり話を聴く。
- ◆ 「つらかったね」等、相手の気持ちに寄り添った言葉をかける。
- ◆ 被害者を責めることは言わず、「あなたは悪くない」と伝える。



深谷市犯罪被害者等支援条例 概要

条例の目的

犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

犯罪被害者等への支援は

- 被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまで適切に途切れることなく行う。
- 二次的被害を生じさせることのないよう、また個人情報適切に取り扱われるよう配慮して行う。
- 市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携、協力して推進する。



市の責務

- 犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する。
- 施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携、協力する。

市民及び事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに市や関係機関等が行う施策に協力するよう努める。
- 事業者は犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努める。

犯罪被害者等支援のための施策の実施

- 相談及び情報の提供、相談窓口の設置
- 見舞金の支給
- 市民等及び事業者の理解を深めるための広報活動、啓発活動 など



くわしくは市ホームページをご覧ください。

深谷市犯罪被害者等支援条例

検索

